

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 10月4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)(3SB-1)点検において、制御用ケーブルコネクタロックピンの折損(計7ヶ所)が認められたため、当該コネクタを交換。	GⅢ	
2	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)(3SB-1(3C))点検において、過電流継電器リセット用ケーブルリレーズの破損が認められたため、当該ケーブルリレーズを交換。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化材流量計入口弁において、動作不良(開状態のまま固着している)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化材流量計出口弁において、動作不良(開状態のまま固着している)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	